

平成27年度
北秋田市職員（保育士）採用試験
受 験 案 内

受付期間 10月5日（月）～10月30日（金）
試験日 11月15日（日）
試験場 北秋田市役所本庁（北秋田市花園町19番1号）

問い合わせ・申込書請求・受験申込
北秋田市役所 総務部総務課総務係
〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号
電話 0186-62-1111

北秋田市職員（保育士）採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
保育士（A）	2名	保育士として業務に従事します。
保育士（B）		

2. 受験資格

次の（1）の資格を有し、（2）の住所要件に適應できる方で、（3）の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

（1）受験資格

保育士（A）	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、保育士の資格を有する者若しくは平成28年3月末日までに同資格を取得見込の者。 ただし、資格取得見込で受験した者が平成28年3月末日までに資格を取得できなかったときは採用される資格を失います。
保育士（B）	昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有し、保育士としての経験年数が5年以上の者。 （※追記参照）

※保育士B追記：昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、保育士としての資格を有してから5年を経過し、保育士又は幼稚園等の勤務実績が5年以上の者。

（2）住所要件

ア 原則として採用後、北秋田市に居住できる者

（3）欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は口述等試験及び資格調査とします。

（1）口述等試験

試験	方法
口述試験	面接により主として人物について試験を行います。
小論文	主として文章表現力等について試験を行います。
身体検査	提出を求める健康診断書により職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて審査を行います。

(2) 資格調査

資 格 調 査	
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。	

4. 試験日及び場所

日 時	平成 27 年 11 月 15 日 (日)
受付開始	午前 8 時 30 分
試験説明	午前 8 時 50 分～午前 9 時
時 間	午前 9 時 ～ 終了時間未定
場 所	(住所)北秋田市花園町 19 番 1 号 (会場)北秋田市役所本庁

- ※ 試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。
また、携帯電話は試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認めません。

5. 合格者発表

合格者の発表は、平成 27 年 12 月上旬に市役所前の掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6. 合格から採用までの経路

- ア 合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
イ この名簿からの採用は、平成 28 年 4 月以降の予定です。

7. 給 与

初任給は原則として、現行では次表のとおりですが、学校卒業後の経験年数のある者には、それに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

職 種	試 験	初任給 (円)
保育士 (A)	大 学 卒	1 7 2 , 2 0 0
保育士 (B)	短期大学卒	1 5 2 , 8 0 0

8. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は北秋田市役所に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して 140 円切手を貼った返信用封筒 (A 4 サイズ) を必ず同封して簡易書留で郵送ください。(普通郵便の事故には対応できません。)

(2) 申込手続

ア 申込書、自己紹介書及び口述調査票に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には、最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦 6 cm、横 4.5cm の写真 1 葉を貼って、北秋田市役所総務部総務課宛に提出してください。

イ 健康診断書は、医療機関で受診のうえ、前記アと同様に提出してください。

ウ 郵送で申し込む場合は、封筒に「職員採用試験申込」と朱書きし送付してください。

また、受験票返送用として宛先を明記し 82 円切手を貼った定型封筒を必ず同封して簡易書留で郵送ください。(普通郵便の事故には対応できません。) 封筒を同封しない場合には受験票を返送しません。

※受験日の一週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

(3) 申込書請求期間及び受付期間

請求・受付期間 平成 27 年 10 月 5 日 (月) から 10 月 30 日 (金)

申し込みは土曜日・日曜日・祝祭日を除く平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、郵送による申込は 10 月 30 日 (金) までに着信したものに限り受け付けます。

(4) 提出書類等

ア 申込書	1 部 (所定の用紙を使用すること)
イ 自己紹介書及び口述試験調査票	各 1 部 (所定の用紙を使用すること)
ウ 健康診断書	1 部 (所定の用紙を使用すること)
エ 保育士証の写し	1 部
オ 受験料	不要

9. 試験結果の開示

(1) 北秋田市個人情報保護条例 (平成 19 年北秋田市条例第 3 号) 第 1 条の規定により、本人が口頭で開示を請求できます。

(2) 電話やはがき等による請求はできません。

(3) 受験者本人が本人であることを証明する書類 (運転免許証等) を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に総務課へ直接おいでください。

(4) 試験の開示は、口述等試験の総合得点とし、合格発表の日から 1 か月間とします。

10. その他

(1) 申し込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。

(2) この試験についての問い合わせは、北秋田市役所総務部総務課までお願いいたします。なお、郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、または 82 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。